

## 【新型コロナウイルスへの対応について】

### 1. 店舗・事業所での対応（全般）

- ①感染防止を目的とした、手洗いやうがいの徹底。
- ②消毒用のアルコールを用意し、来店・来賓のお客様にもご利用できる体制の構築。

### 2. お客様への対応

- ①ご来店前に、十分な体調チェックをお願いします。
- ②ご来店時に、高熱や咳など、風邪のような症状がある場合に、ご無理なさらずご来店をお控えいただけますようお願いする。
- ③ご来店時に、マスクの着用や店舗設置の消毒用アルコールのご利用を促す。
- ④ご来店後に、体調を崩された場合は、速やかにスタッフまでお申し出いただきますようお願いする。
- ⑤お客様のご様子を見て、スタッフからお声掛けさせていただく場合があることをご了承ください。

### 3. 従業員に対する対応

- ①「発熱等の風邪の症状が見られる」場合＞自己判断で自宅待機
- ②以下のいずれかの場合は、「**帰国者・接触者相談センター**」に相談する。

**連絡ルート：当事者＞店舗責任者＞担当取締役**

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合  
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合
- ・高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など)の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、上記の状態が2日程度続く場合

※妊婦の方は、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに相談してください。

※現時点で、子どもが重症化しやすいとの報告はありませんので、目安どおりの対応をお願いします。なお、インフルエンザなどの心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医などに相談してください。

※「帰国者・接触者相談センター」の連絡先は地域ごとに異なる為、ネットで検索して下さい。

### 4. 感染者が出た場合

**連絡ルート：当事者＞店舗責任者＞担当取締役＞管理本部＞代表取締役**

- ①出勤停止※＞新型コロナウイルスは前例がないため、医療機関の指示に従う。
- ②出勤停止期間、復帰可能時期＞医療機関の指示に従う。

※感染症法第18条、労働安全衛生法第68条に基づく出勤停止命令

※各都道府県の新型コロナウイルスに関するお知らせ・電話相談窓口

> [https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona\\_news.html](https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html)